

東アジアにおける「援助交際論」の再検討

——年少者の性的主体性に着目して——

筑波大学大学院 周筱

1. 研究目的

本報告は、「援助交際」カテゴリーを用いる今日の年少者の性の問題を記述する言説空間、とりわけ2000年以降の台湾、香港、中国大陆に焦点を当て、年少者の性の問題にかかわる性的実践に対する複数の水平で生じた差異をめぐる二分法が、性的主体性をめぐる「大人／子ども」および「売春する者／しない者」の軸によって類型化されることに問題を提起し、援助交際論を再構成する。

2. 研究背景と問題意識

本報告が用いる「援助交際論」との概念は、90年代から、日本で盛んになった援助交際の現象に対する議論、「出会い系」「パパ活」などの現象に対する議論、2000年代、東アジアに浸透してきた「Enjyo Kousai」また「Compensated Date」が用いられる理論の総称を指す。

2009年、中国の上海では、20名の少女がかかわる「援助交際事件」が起きた。事件に携われた上海警察署は、一方で、援交の社会的背景を家庭的、教育的、道徳的要因によって解釈した。他方で、警察署は、少女の「援交」行為に自らが「青春を売り、性を商品化にすることに対し何の恥も感じていない」結果との解釈をも行った。社会問題として世間に公表しようと努めた。しかし、一部の検察官は、少女の行為を「援交」と定義つけることを批判し、「未成年少女を対象にする売春だ」との主張を用い、少女の行為を「援交」と定める法的判断の妥当性に反発した。

山本功(2014)は少女買春の理論を整理し、「大人／子ども」ならびに「売春する者／しない者」の差異の最大化と最小化の4類型を析出した。しかし、後者の売春行為を記述する軸では、実際に前者の差異の最大家と最小化を問わずに、「主体性」が組み込まれるはずである。つまり、子どもが非主体的な存在と把握されているのであれば、その行為のふるまいが「売春」という行為理解・記述との関連の中には置かれなければならないであろう。それにしても、上海の援交事件で、子どもを非主体的な存在として捉える年少者保護制度をもって、「援助交際」から「売春」への記述の実践がなぜ起きたのか。

3. 分析視角と分析結果

Gayle Rubinによると、制度が性的実践に階層を与えており、その階層のなかで、「いいセックス」と「悪いセックス」が分断して存在しており、それでジェンダーとセクシュアリティの個々の社会的存在をより正確に反映するために、分析上は2つを分けて考えることが必要である(Rubin 1984: 133)。しかし、性的実践が良い悪しに対する理論上の分断が慈済に混同している。とりわけ年少者の性の問題の場合、一方で、年少者をめぐるジェンダーに関しては教育的実践のなかに取り組みされており、他方で、年少者のセクシュアリティが常に子どもが非主体的な存在という理由で議論の次元から外されている。だが、主体性に着眼すれば、年少者の性の問題は実際に、年少者を性的主体と捉えるのがいか悪いかという判断が先で、これから主体化された年少者の自らの性行為がいか悪いかという判断があるという2つの問題の間に因果関係を持つ解釈が存在するはずである。つまり、「援助交際」という概念はすでに行為者の主体性を認めることを前置しているといえるだろう。